

区分	期 日	時 間	試験場	発 表
第 1 次 試験	平成21年 9月20日(日)	受 付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:00～14:30	富岡町 文化交流センター 「学びの森」 富岡町本岡字王塚 622-1 ☎ 0240-22-2626	平成 21 年 10 月 上旬 企業団掲示板に 合格者を掲示す るほか合格者に 通知します。
第 2 次 試験	第 1 次試験合格者に 通知します。		双葉地方水道企業 団管理本館	合格者に通知し ます。

- 試験の方法
高校卒業程度で次により行います。
- (1) 第 1 次試験
① 教養試験
職員として必要な一般知識
及び知能について、択一式に
よる筆記試験を行います。
- ② 専門試験（電気）
電気の職員として必要な専
門知識及び能力について、択一
式による筆記試験を行います。
- (2) 第 2 次試験
第 1 次試験合格者に対して、
主として人物について個別面接
による試験を行います。
- 試験期日、場所及び発表

- 合格者の採用
(1) 合格者は採用候補者名簿に記載
され、成績順に企業長が採用す
る者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期
間は、原則として 1 年間で
す。初任給は、本企业団の給料表によ
りますが、この他通勤手当、扶
養手当、超過勤務手当、期末手
当、勤勉手当等が支給されます。
- 受験手続及び受付期間
(1) 申込用紙の請求
申込用紙は、本企业団管理本
館及び各営業所で交付します。
郵便により申込用紙を請求する
場合は、封筒の表に「高校卒程
度試験申込用紙請求」と朱書し、
120円切手を貼った宛先明記
の返信用封筒(角型2号)を必
ず同封してください。
郵便による用紙請求は、本企
業団総務課のみでの取り扱いと
なります。
- (2) 申込の方法
① 申込用紙に必要事項を記入し
て、本企业団総務課に提出し
て下さい。
申込書を郵送する場合は、
80円切手を貼った自分宛の封
筒を同封し、その表に「高校
卒程度試験申込」と朱書して
送付してください。
各営業所では受け付けを行
なっておりませんので、本企
業団総務課にお申込ください。
② 受験票を受領したときは、最
近 6 ヶ月以内に撮影した本人
の写真(上半身、脱帽、正面
向き、縦 6 cm × 横 4.5 cm)
1 枚を写真欄に貼って、受験

- 当日に必ず持参してください。
(受験票がない場合、又は
受験票に写真が貼っていない
場合は、受験できません。)
- (3) 受付期間
平成 21 年 7 月 15 日(水)から 8 月
14 日(金)まで。
執務時間中に限ります。(月々
金曜日 午前 8 時 30 分から午後
5 時 15 分)
郵便による申込書提出の場合
は、8 月 10 日(月)までの消印のあ
るものに限り受け付けします。
- その他
(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と
消しゴムを持参して下さい。そ
れ以外の筆記用具は、使用でき
ません。
(2) 受験者は、昼食持参のこと。
(3) 受付時間は、厳守のこと。
(4) この試験に関し不明な点は、本
企業団総務課にお問い合わせく
ださい。
郵便で問い合わせる場合は、
80円切手を貼った宛先明記の返
信用封筒を必ず同封してくださ
い。
- 問 下 979-0515 双葉郡榎葉町大
字上小塙字小山 6-2
☎ 0240-25-5315
☎ 0240-25-5316
☎ 0240-25-5385
FAX 0240-25-5385

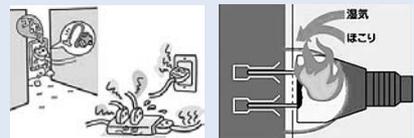
富岡消防署

トラッキング火災にご注意を!

雨の日が多くなるこの時期、「トラッキング現象」と呼ばれる現象が発生しやすくなります。
テレビや冷蔵庫などの電源プラグは、一度差し込んだらそのままの状態で使用していることが多いと思
います。長い間差し込んだままにしておくと、プラグとコンセントの間にホコリがたまり、そこに湿気が
加わると、プラグの両刃の間にわずかな電流が流れるようになります。それが繰り返され、やがて、この
部分から火が噴き出し、火災となります。

トラッキング火災を防ぐためには

- ① 長い間差し込んだままの電源プラグは要注意! 時々抜い
てホコリを拭き取りましょう。また、洗面所などの湿気
が高く湯気や水滴が直接かかる位置にあるプラグは、定
期的に抜いて乾いた布で拭き取りましょう。
- ② 器具の使用後は、スイッチを切ってコンセントからプラ
グを抜きましょう。
- ③ 電源プラグ及びコードが異常に熱くなっているときは危
険です。すぐに
使用をやめて電
気店に点検して
もらいましょう。



住宅用火災警報器の早期設置

一般住宅の寝室等に住宅用火災警報器を平成23年5月31
日までに設置することが定められています。
皆さんの家族を火災から守るために早期設置に努めてく
ださい。また、不適正な訪問販売に注意してください。
既に住宅用火災警報器が設置されているご家庭では、い
ざという時にきちんと警報器が作動するように、普段から
点検ボタンなどによる点検や定期的な電池交換など日頃の
維持管理に努めてください。

平成23年5月31日まで残り734日
(平成21年7月1日現在)

■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎ 22-2119 榎葉分署 ☎ 25-2119 川内出張所 ☎ 38-2119

広野「はっ♡景」募集要項

募集内容

当町は、山や海・川など豊かな自然に恵まれています。また、歴史的な文化財や名所が数多くあります。

広野町観光協会は、美しい風景や町の文化遺産等を後世に伝えようと広野「はっ♡景」を選定いたします。

広野町にふさわしい風光明媚な場所（景観・景色）や歴史的建造物・名所等あなたが薦める、愛する場所等を募集いたします。

募集要項

(1)応募資格

広野町に在住・在勤又は広野町を愛している方などなたでも応募できます。

(2)応募期間

平成21年7月10日～9月30日

(3)申込方法

郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号・その他（写真・絵画・イラスト等）、選定の理由等、必要事項を記入し、封書にて後記応募係までお申し込みください。

選考・広報

(1)選考方法

応募された作品は選考委員会により厳選し、広野「はっ♡景」にふさわしい場所を選定いたします。

(2)広報

選定された広野「はっ♡景」

は町広報紙等により公表いたします。

(3)入選

広野「はっ♡景」に入選された方には、抽選により記念品を贈呈いたします。

なお、応募された作品等については、返却いたしませんのでご了承ください。

応募先

〒979-0402 広野町大字下北
迫字苗代替35
広野町観光協会 広野「はっ♡景」募集係（広野町役場建設課産業グループ内）
☎0240-27-4163
FAX 0240-27-4539

相双地域雇用創造推進協議会

就職サポート巡回相談

あなたの

「就職活動」をサポート!

- ◆ 自分探しのカウンセリング
- ◆ 効果的な応募書類の書き方
- ◆ 面接で効果的に自分を売り込む方法
- ◆ 職場内での問題についてのカウンセリング
- ◆ 転職を考えている方の相談
- ◆ 仕事についてのご相談に、きめ細やかに対応いたします。

会場

広野町役場1F ロビー内

相談スケジュール

7月6日(月)・8日(水)・10日(金)

相談時間

10時～16時(12時～13時は除く)

対象者

地元での就職・転職をご希望の方、または在職者の方

相談料 無料

相双地域雇用創造推進協議会事務局

☎・FAX 0244-24-3650

E-mail sousoukyou@bz03.plala.or.jp

双葉地方水道企業団

平成22年度双葉地方水道企業団職員(高校卒業程度)採用候補者試験実施要領

試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員
電気(専門)	1人程度

受験資格

昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(学歴は問いません)。

- (1)日本の国籍を有しない者。
- (2)成年被後見人又は被保佐人。
- (3)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(4)本企業団職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

(5)日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

ご存知ですか はかりの定期検査



○定期検査とは?

商店・工場・病院・調剤薬局・事業所および官公庁等で、「取引や証明行為」に使用する「はかり」は、計量法によりその正確性を確認するため検定証印の付いた「はかり」を使用し、**2年に1回の定期検査を受けなければなりません。**市町村役場が行う、定期検査対象はかりの事前調査に御協力をお願いします。

<p>取引・証明用の「はかり」</p> <p>公的機関等による検定に合格したはかりに、下記のいずれかの証印が付される。</p> <p>①検定証印 ②基準適合証印</p> <p>年・月</p>	<p>家庭用の「はかり」</p> <p>キッチンスケールやヘルスメーターなど、家庭内で目安として使用するもの。</p> <p>※「取引・証明」には使用できません。</p> <p>家庭用計量器の表示</p>
--	---

○定期検査を受けるには?

次のいずれかの方法で定期検査を受けることができます。

集合検査



知事が行う検査で、指定された検査期日と場所(役場等)に「はかり」を持ち込んでいただいて実施します。検査には、計量能力が500kg以下の一般小型はかりが該当し、合格すると左の「合格シール」が貼られます。

所在場所検査



(社)福島県計量協会又は一般計量士が行う検査で、「はかり」の所在場所(商店等)に出向いて実施します。検査には、電気式はかりや、大型はかり(計量能力が500kgを超えるもの)が該当し、合格すると左の「合格シール」が貼られます。

■計量に関するご相談・問い合わせは?

福島県計量検定所 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(県庁西庁舎1階)
☎(代表)024-521-1111 内線(4495~4498)
☎(直通)024-521-7656

(社)福島県計量協会 (福島県計量検定所内)
☎024-521-4035

広野町役場 建設課 産業グループ
☎27-4163